

相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害
の賠償の考え方について

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について
何ら予断を与えるものではない。

専門委員による「判決等の調査・分析について 最終報告」(以下「最終報告」という。)を踏まえ、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害について、それを類型化するに当たっての考え方の論点を以下のとおり整理する。

1. 対象区域・対象者

- (1) 計画的避難区域(本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域として設定された区域)において一定期間(概ね1ヶ月ないし2ヶ月程度の期間を想定している。)滞在した者については、その滞在期間中、生活環境が健康に及ぼす影響について安心できる生活空間を享受する利益を侵害されたものと認められ、その侵害によって生ずる健康不安を基礎とする精神的損害は、賠償すべき損害と認められるものと判断し、本件事故発生時に計画的避難区域に住居があった者については、典型的に一定期間同区域内に滞在したと認めるのが相当であるとして良いか。
- (2) 計画的避難区域の設定は、本件事故から1ヶ月以上経過した後であり、同区域の居住者においては、同区域設定以前に避難した者や、避難の準備が整っても避難先の確保がままならず、同区域設定から実際の避難開始までに数ヶ月間滞在中の継続を余儀なくされた者など、その行動態様は様々である。このような実情に照らすと、同区域の居住者について、避難を開始した時期や滞在期間を特定した上で、それに対応する形で賠償の態様に差を設けることは、公平性や立証負担の観点から適切ではなく、同区域の居住者については、避難の実施時期を問わず同等に典型的な取扱いをすることに合理性があるとして良いか。
- (3) なお、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域は、避難指示の対象であり、一定期間同区域に滞在することは想定されないため、同区域に住居があった者はここでの対象者からは除外される。もっとも、個別具体的な事情に基づいて、避難の過程で計画的避難区域に一定期間滞在したと認められる場合には、上記と同様の精神的損害が認められ得るとして良いか。
- (4) また、特定避難勧奨地点に住居があった者については、相当量の線量が測定されたのが局所的な地点にとどまり、地域的な広がりまでは認められないことなどから避難指示の対象とされていないものの、生活の中心である住居単位で特定避難勧奨地点が設定されていることに照らすと、安心できる生活空間を享受する利益を侵害されたもの

と認めるのが相当であるとして良いか。

2. 損害額の算定方法

- (1) 安心できる生活空間を享受する利益の侵害により生ずる健康不安は、その性質上、計画的避難区域から避難することにより直ちに解消されるものではなく、避難実行後も引き続き存続すると考えられる。この点に関し、福島県が実施した調査（福島県県民健康管理調査「基本調査（外部被ばく線量の推計）、甲状腺検査」の概要について（福島県「県民健康管理調査」検討委員会 平成23年12月13日））においては、住民の行動記録を基にした外部被曝線量の推計値が、これまでの疫学調査の結果から発がんリスクが増加することが指摘される100mSvを下回っていることから、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」とされており、同調査の結果が平成23年12月に公表されたことにより、前記の健康不安はある程度軽減されたものと考えられるものの、それまでの間は健康不安が軽減されることなく存続したと考えられるから、本件事故発生から平成23年12月までの期間を賠償期間とすることが相当であるとして良いか。
- (2) 一方、本精神的損害の賠償の対象者は、強制的避難者に該当し、中間指針第3の〔損害項目〕の6指針I)の日常生活阻害慰謝料については、別途賠償されることになるが、本精神的損害は日常生活阻害慰謝料には考慮されていないと解されるから、本精神的損害は日常生活阻害慰謝料に吸収されることなく賠償されるべきであり、一方で、本精神的損害の賠償期間（本件事故発生から平成23年12月まで）においては、本精神的損害と日常生活阻害慰謝料の精神的損害が同時に生じているものといえるから、本精神的損害は、日常生活阻害慰謝料に加算する形で賠償することが相当であるとして良いか。
- (3) 損害額の具体的な算定に当たっては、計画的避難区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直されるまでの間は、住居の所在地の積算線量を被害者自らが推し量る術はなく、また、実際に区域が見直されたのは、早くても平成24年4月（南相馬市は平成24年4月16日、飯舘村は平成24年7月17日、葛尾村は平成25年3月22日、浪江町は平成25年4月1日、川俣町は平成25年8月8日）であることを考えると、本件事故発生から平成23年12月までの期間において、利益侵害の程度は被害者に一様であったと観念することが合理的であり、住居の所在地を問わず同等に類型的取扱いをすることに合理性があるとして良いか。
- (4) 自主的避難等に係る損害において、子供及び妊婦、それら以外の者と別々に算定していることなどを考慮し、損害額の具体的な算定に当たっては、子供及び妊婦、それら以外の者と別々の算定と一律の算定ではどちらが合理的であるか。